

鳥取市有償運送に伴う「青谷バス」の登録について

1. 経過

令和5年8月23日開催の「令和5年度第2回鳥取市生活交通会議」で合意をされましたが、日ノ丸自動車(株)が運行している「青谷線(日置・勝部)」が令和6年3月末をもって廃止することとなります。

令和6年4月以降の代替交通として鳥取市有償バスで運行する予定としています。

現在、運輸支局に登録、運行しています「市町村運営有償運送(交通空白地輸送)」(以下「鳥取市有償運送」)として下記のとおり変更等を予定しています。

2. 変更後の鳥取市有償運送の路線図、区域図、運行事業者

【気高・鹿野(鳥取市気高循環バス)】 → 変更なし(運行事業者:株式会社翼運輸)

【気高(浜村青谷線)・青谷(鳥取市絹見バス)】 → **青谷バス**



(浜村青谷線) 青谷町青谷⇔気高町八束水⇔浜村駅
→ 変更なし

(日置線、勝部線、長和瀬絹見循環線)

青谷町全域 → 路線図添付

(運行事業者:株式会社翼運輸)

(運行事業者:有限会社ニュー青谷タクシー)

3. 現在の鳥取市有償運送の路線図

【気高・青谷】



青谷バス

【浜村青谷線】・・・変更なし



路線図

日置線・・・青色

勝部線・・・黄色

長和瀬絹見循環線・・・赤色



4. 時刻表 別添のとおり（案）

5. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

区 分		運送の対価（乗車1回につき）
現金	中学生以上	200円
	小学生	100円
	幼児	無料
	障害者等	100円
期間乗車券	一般	400円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	中学生以上	400円に有効期間内の授業日数を乗じた額
	小学生	200円に有効期間内の授業日数を乗じた額
	障害者等	200円に有効期間内の運行日数を乗じた額
備考		
<p>1 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人</p>		
<p>2 運賃の減免について</p> <p>(1) 自家用有償バスの運行路線を含む路線の路線バス定期券又は回数券を降車の際に提示した者 使用料の全額</p> <p>(2) 自家用有償バスの運行路線を含む路線を運行する路線バスから自家用有償バスに乗り継ぐ利用者であって、当該路線バスの車内で発行された乗継券を降車の際に提示した者 使用料の半額</p>		

6. 今後の予定

- ・ 令和6年1月 生活交通会議で市有償バス変更登録について報告
- ・ 令和6年2月 鳥取運輸支局へ変更申請
- ・ 令和6年3月 鳥取市有償自家用有償バス条例の改正
- ・ 令和6年4月 変更後の運行開始